

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第50号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（平成12年岩手県規則第101号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(登録販売者試験) 第9条 法第36条の4第1項の規定による試験（以下「登録販売者試験」という。）を受けようとする者は、別に定める様式による受験願書を知事に提出しなければならない。	(登録販売者試験) 第9条 法第36条の8第1項の規定による試験（以下「登録販売者試験」という。）を受けようとする者は、別に定める様式による受験願書を知事に提出しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成26年6月12日から施行する。